

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
138	II. 3. (2) i)	団体職員	最近、全ゲノム解析による新規遺伝子マーカーの探索を行った例がNatureなどの一流紙に相次いで掲載されている。また、RNA解析も同様に遺伝子マーカーの探索に不可欠の研究分野である。また、ゲノム解析による予防医学の研究は今後急速に進展すると考えられる。これらの基礎となっているゲノム科学は、国家として推進しなければならない重要分野だと思う。これを、外国の開発力に任せて、「成果だけ買えばよい」という姿勢では、たとえ成果の恩恵を享受することができたとしても、国民は高い特許料を外国企業に支払うだけになり、我が国の産業に資するものとはならず、むしろ経済力の衰退に拍車がかかるだけである。これらの基礎研究においては、公開されないノウハウが次の開発の技術力になることを十分にふまえて、ノウハウの蓄積、継承を含めた長期的視野にたって推進することが必要であろう。	ご意見ありがとうございます。
139	II. 3. (2) i)	研究者	「国民の健康状態を長期間追跡し、食などの生活習慣や生活環境の影響を調査し、客観的根拠(エビデンス)に基づいた予防法を開発する。」の部分に関して： 幼児や子供が口にする食品中の添加物に関して、環境ホルモンのな発達神経毒性を研究すべきである。成人してから脳の神経異常を引き起こし、注意多動性症候群や自閉症などを引き起こす。北米や欧州では、哺乳瓶などのプラスチック可塑剤を禁止したり規制したりしている。 発展途上国への安全な水の供給にも関係する。中国では粉ミルクに含まれている人工ホルモンにより、子供の異常な早期性成熟が起こっている。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
140	II. 3. (2) i)	会社員	ライフイノベーションへの情報通信技術の寄与 「カルテ等の医療情報を電子化、標準化、データベース化するとともに、個人情報保護に配慮しつつ、電子化情報の有効利用を促進する」との記載があるが、日本の成長を支える「情報通信」産業の研究開発はイノベーション創出の原動力であり、その成果は今後の日本の少子高齢化社会に大きく寄与するものである。 産業基盤、国家基盤、研究開発基盤を支えるために、情報通信技術は必須な技術。これなくして産業の成長(種々の産業のベースとなる技術)、国家基盤(電子政府等の技術)、研究開発の共通基盤(シミュレータ等)を支えることはできない。 例えば、現在、国民ID制の議論やクラウドシステムの技術検討がなされているが、個人情報を安全に組織間で共有する共通基盤が現時点では存在していないため、予防も含めた医療分野への応用においては他国に比べてかなり遅れている。 日本の少子高齢化社会を支えるためには、まず個人情報を安全に組織間で共有する基盤が必須であり、この基盤が構築されることによって、様々な医療関係等における対応や新サービスの創出が可能となる。このため、プライバシー・セキュリティを担保しながら個人情報・企業情報を収集・管理・共有するための基盤構築が必須である。 また、研究開発は社会への還元が必要であり、国民の生活に有益となるサービス・システムを実現するためには、入り口での研究開発だけでなく、実社会に寄与する出口での政策強化が重要である。例えば、制度(税制優遇等)や投資を促進する施策を含め、政府一体となって出口を見据えた検討が必要である。	ご指摘の点につきましては、Ⅲ.2.(5)(i)で、領域横断的な科学技術としての高度情報通信技術の推進を掲げています。
141	II. 3. (2) ii)	未記入	発達障害について、早急に研究を進めていただきたい。社会適応能力に欠ける大人の発達障害について、少しずつ社会的に注目を浴びてきたが、まだまだ対応しきれていないのが現状だと思う。会社の受け入れ態勢も全く整っておらず、コミュニケーション能力に欠ける本人と周りの社員との間に大きな軋轢が生まれる状況を多く目にする。社会的に対応策を講じると同時に、医療的側面において早期診断、症状改善方法について開発が進むことを期待している。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
142	II. 3. (2) iii)	研究者	創業に関する文言について、学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ」のp.14に記載がある「しかし日本の大学等の公的機関には基盤設備がないため、本格的創業研究は行えない状況にある。」という現状を踏まえ、今回策定される基本計画の目標達成のために必要な創業基盤を整備することを付記すべき。そうした整備があってはじめて、着実に推進できよう。 また、生命動態システム科学研究の記載についてあまりにも唐突で、取って付けた印象を強く受ける。生命動態システム科学研究により、何を、どのように、何の目的で達成するのか全く不明で基本計画としての文章として相応しくないように思う。記載するのであれば、その不明な点を明らかにして記載すべき。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
143	II. 3. (2) iii)	研究者	実現を期待する治療のうちで、世界から大きく後れをとる分野と世界を席卷出来得る分野、規制体制の整備度合いや産業の育成度合い、治療実現までのタイムスパンの違いなどが明示されずに横並びに潜在性のあるテーマがリストされている。これらのテーマに対してイノベーション研究が進展する拠点、強いプロジェクトが第3期計画で創出されているのかどうか、またイノベーションの加速する拠点をこそ科学技術促進拠点にする柔軟性(特定拠点を整備してからプロジェクトを呼び込むのは非効率)が発揮できるのかどうか、誰が選定するのか不明である。社会啓発活動・イノベーションマネジメント活動・ヘルステクノロジーアセスメント活動といった社会科学を科学技術予算の配分対象とする位置づけを明確に記載してほしい。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
144	II. 3. (2) iii)	研究者	動物モデルの開発はヒトの疾患治療に必須のものなので、是非モデルマウス作製の研究を充実強化して頂きたい。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
145	II. 3. (2) iii)	未記入	革新的な治療方法の確立として、「核酸医薬、ドラッグデリバリーシステム」と例示されている。確かに核酸医薬は革新的な医薬品ではあるが、ここには蛋白質医薬(抗体医薬)も挙げられてしかるべき、ではなかろうか。 低分子医薬品に代わる次世代医薬品として著書等にも頻りに挙げられている重要な医薬品をここで挙げられていないのは、不足ではないかと思う。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
146	II. 3. (3)	研究者	医学部の臨床研究者です。10年の研究経過から、難病、癌の新薬まで、来ました。副作用を回避すること、人種差の影響を無くすこと、に重点を置き、やっとここまで来たと少し、ほっとしています。発見＝特許までは、本当に苦しい道でした。論文、学会の発表はできず、製薬企業のグラントを獲得しながら、現在の、大学教授ポジションから全て、多くの大学は任期付きになっています。そうすると、私のような本当のものが研究できず、単なる論文を出すだけの作業になります。 医学研究とは、現在の医療の限界を超えるための研究ではないのでしょうか？ 臨床で患者を助けること、研究で病気を無くすこと、これが研究です。 研究者の待遇は、年々悲惨です。生活のために企業のラボに行ってしまう。 しかし、病気は、患者のいるところでは解決の道は開かれませんか。つまり、大学です。 優秀な人ほど、渡米し、日本の科学技術はますます低迷化してしまいます。	II.3.(3)にあるように、臨床研究については一層重視するとしています。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
147	Ⅱ. 3. (3)	公務員	新成長戦略にも呼応する形で、「医療の国際化」に関する成長の姿とシステム改革について言及することを提案する。「医療の国際化」は、単に「医療ツーリズム」に矮小化されるべきではなく、日本が国際優位性を保ち、世界に提供することを望まれるべき先端医療と医療プロダクトを広く海外に提供し、新産業を創出することである。医療提供機関や医療翻訳・ファシリテーション企業などにきちんとした規制を設けることによって、国民に対する保険医療を阻害する事無くそれは両立しながら、医療界・医学界の発展を図る事を計画的に推進する、と書き込むべきであろう。また、これを梃子にして、日本に滞在する外国人や外国人留学生に対しても「安心な」医療体制を、大学・研究所・企業の周辺にさえインフラとして整備しないである日本の状況で、優秀な人材を継続的に誘引することは難しい。現在では多くの外国からの企業人・研究者は自身や家族の病気があると、保険の問題が無くても、医療通訳や病院スタッフが対応できないために本国に帰ってしまうという極めて残念な事態がある。外国人にも安心して医療や子女の教育が受けられないでいて、どうやってブレインサーキュレーションの人財を受け入れる事が出来るのであろうか？ Japanese as a second languageとインターナショナルスクールの充実・補助も必須だろう。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
148	Ⅱ. 3. (3)	研究者	わが国では科学技術の研究開発から重要課題を達成するための施策を推進する際、大きな障壁になっているのが明治維新以来の規制システムと組織文化にあるといっても過言ではない。20世紀後半、医療にかかわる科学技術の急激に進歩したが、社会構造、価値体系の変化に伴い、行政による新たな規制と調整(最適化)システムが求められている。その推進方針として「国は、医薬品、医療機器の安全性、有効性、品質評価をはじめ、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいた審査指針や基準の策定など、レギュラトリーサイエンスを充実、強化し、臨床研究から治験までの一貫したガイドラインの整備につなげる」としている。レギュラトリーサイエンスがあたかもすでに確立した科学のようにとらえられており、このままでは規制のための根拠作りと規制の強化につながりかねない。レギュラトリーサイエンスは医療にかかわる先端科学技術が、人・社会へ真の利益をもたらすための予測・評価・決断科学であるが、新医療技術のリスク/ベネフィット/コストの評価及び社会と関連する諸問題を、科学的根拠に基づいて解決するために、自然科学と人文社会科学を網羅する極めて学際的な領域であり、未だ学問体系は確立されていない。21世紀において、急速に進歩する医学、理工学、薬学等の自然科学と、複雑化、多様化する人文社会科学を融合した新たなサイエンスとして創造することが喫緊の課題である。さらに第3期科学技術基本計画においてすでに「国民への科学技術への主体的参加の促進」と謳われているが、34頁に「国は科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいた審査指針や基準の策定に向けて、レギュラトリーサイエンスを充実する」とある。双方向性コミュニケーション、参加型テクノロジーアセスメント、トランスサイエンス、ポストノーマルサイエンスを含むレギュラトリーサイエンスの構築が不可欠である。換言すれば、ライフイノベーション推進のためのシステム改革にはまず、21世紀における医療レギュラトリーサイエンスの学問体系化が優先されるべきであり、その人材育成を図ることである。その過程で分野の縦割り、安全と安心の文化の醸成、医薬品・医療機器の開発・承認、安全対策という課題の達成が可能と考える。なお34頁のリスク評価はリスク管理とリスクコミュニケーションを含めたリスク分析とすべきである。	レギュラトリーサイエンスにつきましては、Ⅱ.3.(3)にあるように、「臨床研究から治験までの一貫したガイドラインの整備」を一つの目的としています。
149	Ⅱ. 3. (3)	会社員	安全な創薬・医療技術を迅速に開発・承認を得るための支援基盤を整備する「橋渡し」研究拠点の充実推進が必要と思います。他の役割として、コストに比べて利潤が少なく、企業の支援が得られにくい、必要とされている創薬等を実用化するための、「橋渡し」支援・推進体制としても重要だと思います。	ご意見ありがとうございます。
150	Ⅱ. 3. (3)	団体職員	新規治療法や医薬品等の実用化を促進するためには、有効性・安全性を適切に評価しなければならない。そのためには企業がスポンサーとなる臨床試験に留まらず、医師自らが実施するすべての臨床試験が国際標準で行われるよう、実施体制の構築を急ぐべきであると考えます。即ち、国内で行われる臨床試験は、すべて世界にも通用することを目指すべきであり、その実施方法は国際標準、すなわちGCP基準を満たすものでなければならない。その観点から、「医薬品及び医療機器の臨床研究と治験を一体化した制度(例:IND、IDE)を、日本の現状に即した形で導入し、大学等に対して、国際標準に基づく臨床研究の実施を求めると」の記載があることを歓迎する。当該制度の導入を必ず実現させるべきである。更に、国際標準に基づく臨床研究の実施の促進には、医師が診療に加え、研究にも専念できる支援体制が不可欠であり、欧米はじめ中国、韓国、シンガポールなど海外諸国では既にその体制が整備されている。医師による国際標準での臨床試験を促進させるため、法的整備に加え、各施設における研究支援人材[ORC (clinical research coordinator)等]の確保のための資金手当、試験研究費など、医師を支援する体制の更なる整備が必要であるので、その旨、追記しておくべきである。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
151	Ⅱ. 3. (3)	研究者	生命科学の分野では実用化に至る時間がかかるが、我が国ではバイオベンチャーを支える仕組みが欠如しており、基礎研究からの実用化への展開が極めて難しい。「橋渡し研究」などがあるが、実際には極めて出口に近い研究のサポートが主であり、基礎から応用に向けた初期段階の研究へのサポートはほとんどないといってよい。大手の製薬企業もそうした初期段階の研究には冷淡で、ベンチャーキャピタルもバイオには全く関心がない。初期段階の開発型バイオベンチャーを支える仕組みを早急に作るべき。	Ⅱ.4.(2)①で、ベンチャー支援のための方策を述べています。
152	Ⅱ. 4.	団体職員	科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 1) 出口を見据えた「新たな科学技術の総合戦略」の策定と司令塔機能を持つ『科学技術戦略本部(仮称)』の設置する。 ・戦略の基本:「イノベーション・科学技術創造立国」、バイオは国家の「基幹技術・基幹産業」 2) 出口(需要と社会還元)を見据えた、国際競争に勝つための「新たな科学技術の総合戦略」を策定し実行する。産学政官の一層の参画を推進する。 ・重点テーマはグリーン&ライフのオープン・イノベーションの推進であり、資源配分、国家プロジェクト、環境整備、人材開発等に関わる政策決定を行う。 (2) 科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築 (1) 事業化支援の強化に向けた環境整備 1) バイオベンチャー・クラスターによる新産業創出のための支援制度の充実 2) 国際連携を見据えた生物資源戦略の推進 3) 知的財産権や育成者権の確保と保護強化 4) 最先端技術分野における標準化戦略の推進 (2) イノベーションの促進に向けた規制・制度の活用 最先端研究をスピーディーに推進する社会システム・制度改革 1) オールジャパン・プロジェクトの創設(システム)と拠点整備とモデル化推進 2) 科学をベースにした規制やガイドラインの改革・新設と国民対話の促進 3) 政策対話の場の設置	ご意見ありがとうございます。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
153	Ⅱ. 4.	団体職員	<p>本基本政策の新機軸である「科学技術政策とイノベーション政策との一体的展開」は、第3期科学技術基本計画でも政策目標として思想的には掲げられていたが結局実現が出来なかった。その根本原因は「我が国の科学技術駆動型イノベーション創出能力の弱さ」であり、換言すると「科学技術的知の創造を社会経済的価値創造に結びつける仕組みと人材の欠如」である。このイノベーション創出能力強化策として掲げた第Ⅱ章第4節の「科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」は、第3期科学技術基本計画でも掲げたシステム改革であるが、実のある改革の実績を残せなかった。この視座と反省に立った「イノベーション創出能力の強化政策」を、第Ⅱ、第Ⅲ章に共通する重要政策として新たな章を設けて、具体的に充実化すべきである。</p> <p>尚、日本工学会アカデミーはこの視座に立った提言「21世紀日本新生に貢献する科学技術政策～持続可能なイノベーション創出能力の強化策～（2009年11月19日、日本工学会アカデミー）」をまとめ、既に総合科学技術会議に提案しているの、参考にされたい。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
154	Ⅱ. 4.	研究者	<p>ナノテクを基盤としたイノベーションが必須であるとの認識は共通であるが、社会に還元できる技術として、また日本が世界をリードできるとの実感が感じられない。1980年代ごろと比較して学と産との一体感(お互いが尊重し合える風土)が劣ってきているように思う。特に日本では海外と比較して産と学の人的流動的融合がかなり劣っている。産から学へ、また学から産へとの人的流動が極めて少ない。若手の研究者が安心して研究に打ち込める雇用体制も極めて不備である。特に省資源の日本にとって周囲がナノテクをどのように活用するかが必須である。組織、仕組み、予算(長期的視野で)が必須。ナノテクは非常のリスクが高いため企業は投資をしにくい状況となっている。日本の国力強化のために、長期的視点で研究開発を推進する産学官共同の開発体制を早急に構築し、多面的な人材の育成、企業との学との積極的な融合、人的流動性、若い人材の長期的な視点での雇用等を実現するシステムを構築すべきと考える。競争的資金獲得の視点があまりにも強化されすぎて学での基礎研究や応用研究、企業との共同研究にも先が見えない課題を敬遠する傾向があるように感じている。基本となる研究資金を先端的な分野には継続投資をすべきと思う。若手人材の育成システムとして大学と企業、公的機関間での人的・知的融合や長期的な視点での雇用体制・組織(地域ごと)を早急に構築すべきと思う。</p>	ご指摘の点につきましては、Ⅳ章で扱っております。
155	Ⅱ. 4. (1) ①	研究者	<p>「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」を創設することには大賛成であり、その実行力に期待する。科学技術イノベーションの一体的推進を図るため、重要課題ごとに設置することとし、関係府省や資金配分機関、大学、公的研究機関、産業界等の幅広い関係者の参加により、緊密な連携、協力を行う場とするだけではなく、関係府省や資金配分機関の各種競争的研究資金制度を統合し、省庁の枠を超えた改革が必要と思う。できれば、昨年の事業仕分けでのコメントにあったように、競争的研究資金制度の一つの省または府に集約することが望ましい。内閣府がその任に当たるのが、最良と感じる。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
156	Ⅱ. 4. (1) ①	団体職員	<p>「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」構想が、「総合科学技術会議の形骸化」の二の舞にならないかが懸念されます。重要課題ごとに設置されるであろう「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」は、幅広い関係者の参加により緊密な連携、協力を行う場とする」とありますが、この解釈が疑問に思われます。関係府省、資金配分機関、大学、公的研究機関、産業界の組織保身力は強く、これら組織・機関の協調バランスが崩れたとき、協力はもとより緊密な連携を取ることは極めて困難と言わざるをえません。また、関係機関相互の連携と調整を図る「戦略マネージャー」の位置づけも曖昧です。最も困難を極める連携調整の任を、難なくこなせるかのようなマネージャーの存在が本当に必要でしょうか。戦略協議会の本来の役割は「無駄を省き何を優先させるか」を見極めることです。すなわち、省かれた側と優先された側の軋轢にどう対処できるかです。参加機関の相互信頼関係が構築されていれば、無駄を省こうとする戦略協議会に、余計なマネージャーは不要ではないでしょうか。さらに、戦略協議会で策定した重要課題達成のための戦略が、十分な審議時間も確保されずに、そのまま総合科学技術会議の決定にならないか懸念は拭えません。</p>	重要課題達成のための戦略は、戦略協議会における検討を踏まえて、総合科学技術会議が決定する旨明記しています。
157	Ⅱ. 4. (1) ①	研究者	<p>最近のノーベル化学賞受賞の鈴木章先生の御発言のように、「日本は頭しか頼るものがない国」です。</p> <p>国内においては水と緑だけは比較的多く存在していますが、それ以外の食料・エネルギー・資源他はほとんど輸入に頼っており、1億2,000万人以上の人口の人間が生きてゆくことを考えると、日本は自然災害の多さも含めてある意味で非常に脆弱な国、国土と言えます。この点、やると思えば、自給自足で自活・自立できる米合衆国とは、根本的に異なっています。そういう意味で、科学技術イノベーションで国内外の需要を喚起し、日本及び世界の人々の求めるものを世界に先がけて技術開発し、国内需要で経済を活性化するとともに、さらに海外にイノベーション製品や技術・システム・パッケージを輸出し外貨を獲得することが絶対的に必要です。まさに科学と技術を基本にイノベーションをしていくことが、我が国の国家戦略の中心に置かれなければならないと考えます。</p> <p>科学技術イノベーションは、実際にはノーベル賞に見られるように基礎研究部門を含めた幅広い分野が必要ですが、日本の社会や経済の基本となる雇用、会社収益の結果としての税収及び継続的な会社組織体の誕生(企業家)と存続という点から、民間会社・産業界の果たす役割は、非常に大きくかつ最も重要です。これらの点を考慮すると、現在の総合科学技術会議でイノベーションの主たる担い手である産業界の知見の活用および連携を可能とする体制を構築することが重要であり、科学技術イノベーション戦略協議会でも産業界関係者が半数を占める構成とすべきと考えます。科学技術イノベーションの分野で民間会社・産業界の努力と先見性が生かされ、民間会社・産業界が外国人を含めた多くの人々を雇い、その人々がいきいきと生きていけるようなしくみを是非作っていただきたいと思います。</p>	「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」につきましては、今後、総合科学技術会議を中心に検討されるものと考えます。
158	Ⅱ. 4. (1) ①	その他	<p>第Ⅱ章第4節(1)①の「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」は「科学技術・イノベーション戦略推進協議会」とすべきである。同協議会は「戦略」ではなく、「戦略推進」のPDCAマネジメントをすべきである。「戦略づくり」は終わった。今は「戦略推進」のPDCAサイクルを産学官民挙げて実行すべき時である。</p>	ご意見ありがとうございます。
159	Ⅱ. 4. (1) ①	研究者	<p>私たちの国が、科学技術によって地球規模の問題を解決するイノベーションを主導し、そして、そのことによって世界におけるプレゼンスを高めていくためには、イノベーションの推進に向けたシステムの改革が必要不可欠である。そのために「科学技術イノベーション戦略協議会」を創設するという政策に賛同する。一方、以下、3点のさらなる検討を是非とも進めていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 科学技術イノベーション戦略協議会には、Neutrality(単なる“中立”という意味ではなく、孤立せずに”公正に主導する”)の意味を確保したうえで、その個別課題の優先順位と財政的支援の額、さらには、税制度の優遇処置まで決められる権限を与えること。</li> <li>2. 当基本政策における「共用施設」は主に財政支援と予算の効率的執行の観点から記載されているが、共用施設本来の機能は、知財の集約、人材の集結とその持続的育成により予期せぬ(即ち、真の)イノベーション創出を効率的に行うところにある。よって、共用される先端研究施設、あるいは13ページに記載されている「先端融合領域イノベーション創出拠点」は総合科学技術会議直下の組織とし、科学技術イノベーション戦略協議会に管理・運営されるものとする。</li> <li>3. 科学技術イノベーション戦略協議会が管理・運営する上記オープンイノベーション拠点においては、国際戦略と地域連携を車の両輪とした機能を持たせることとする。より具体的には、前競争的研究開発段階にある課題については国際的に開かれた運営を行うため、その課題を担当する戦略協議会の下部組織のポストと参画資格は海外機関にも開かれたものとする。また、例えば、実用化に至る途における実証段階における課題においては、地方自治体や民間投資機関との密接な連携を実現するため必要に応じて財政支援・税制優遇に関する特区等の制定を行い、戦略マネージャーの先導によるベンチャー起業や新産業分野創出を支援する。このシステムが稼働すれば、科学技術コミュニケーション活動の推進にも大いに寄与するものと考えられる。</li> </ol>	「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」につきましては、今後、総合科学技術会議を中心に検討されるものと考えます。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
160	Ⅱ. 4. (1) ①	研究者	将来ビジョンありきの方策は無意味。科学の原動力は知的好奇心と新しいことを発見・開発するという達成感だと考えられる。こうした成果を政策に反映するには、研究者自らを直接的に政策に関連させる以外にも、政策と科学技術の媒体となる科学ジャーナリストや科学行政官のような博士程度の知識をもちつつ、他の媒体と連絡を取れる様な人材の育成と、それを奨励する予算化が必要である。 戦略マネジャーは、無償では意味がない。高給を与え、権力も付与すべきである。高給の根拠は、その努力したプロジェクトによって得られる産業の売り上げの成長率などと連動させる。無意味な高給でも良くない。 日本は参加者すべての妥協点でものを判断する点で、決定的に他の国に後塵を拝している。科学行政官のように両者に通じている人間が判断を行うべき。科学行政官は研究者との人材交流は転入転出を容易とするとともに、リーダーの権限を拡大するように努めるべき。戦略マネジャーは、調整とともに決定をも可能とする人材であるべき。個別の研究者に判断させると、我田引水になるので、あくまでも公平なジャッジの上で判断できる人間を育成し、権利を与えるべき。	V.3.(3)②の推進方策で、社会と科学技術イノベーションをつなぐ人材の育成を掲げています。
161	Ⅱ. 4. (1) ①	研究者	使えないCSTPを解散することは必須であり改組では弱い。どう変えるのか、どのような権限をもたせるのかを明確に記載すべき。それを受け継ぐ「科学技術イノベーション戦略協議会」が、閉店セールを何回も行って集客をもくろむ商店のように看板を掛け替えただけで、中身を变えない懸念が残るからである。	「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」は、総合科学技術会議の調整の下におかれるものです。
162	Ⅱ. 4. (1) ①	団体職員	第Ⅱ章第4節(1)①の「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」は「科学技術・イノベーション戦略推進協議会」とすべきである。同協議会は「戦略」ではなく、「戦略推進」のPDCAマネジメントをすべきである。「戦略づくり」は終わった。今は「戦略推進」のPDCAサイクルを産学官民挙げて実行すべき時である。	「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」につきましては、今後、総合科学技術会議を中心に検討されるものと考えます。
163	Ⅱ. 4. (1) ①	その他	科学技術イノベーション戦略会議に関して： 1. 基本構想は結構である。但し、イノベーションの主体はあくまでも、産業界であることを前提にすべき。 2. 構成員として、産業界特に、中堅企業のマネジメントないしはCTOを多く登用すべし。又、その処遇も考慮すべき（彼らは忙しいし、手弁当は税金の2重取りになる）。大企業は我が身しか考えないし、技術的には曲がり角にあり、中小、中堅企業がこれからの付加価値を生む基盤技術を持っている。大企業では、退職者で技術と技術の応用に関して見識のあるものが時間を余している。この知恵を大いに利用すべし特にきっちりとした考察の出来るメンバーが居て、Motivation 無く暮らしているのはもったいない。 3. 又、構成員としてベンチャーファンドのキーパーソンを入れることを提案したい。彼らの”ものになるかどうかのカン”を利用すべきではないか。 4. 細かい件であるが知的財産戦略で、中小企業の特許出願支援策を事業仕分けしたのは、政策として基本政策と矛盾するのでは。又、国がサポートするという観点から、特許ブルーやパテントロール対策をサポート出来る術がないか考えてみたい。この辺も戦略会議の議題になる。	「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」につきましては、今後、総合科学技術会議を中心に検討されるものと考えます。
164	Ⅱ. 4. (1) ①	研究者	利益代表ばかりになっているので、第三者的な立場や成果の利用者・受託者もシステムの中で主要な立場をとれるようにすべき。 立候補もできるようにすべき。年齢も100歳から幼稚園生までふくめるべき。（地デジがあんなに難しいのは作り手だけで審議したため） 研究者と別に評価者として研究しないが、よくわかる人材が多数生活できるようにすべき。（組織とする必要なし。正しい評価したひとほど高給がもらえるシステムが必要。） 研究者はしろうとと利害関係ない専門家相手にわかるように説明する義務を負うべき。（ただ、いそがしいので裁判の弁護士のような役職の人を雇えるようにすべき。）	ご意見ありがとうございます。
165	Ⅱ. 4. (1) ①	会社員	「科学技術イノベーション戦略協議会」の創設について： 今回提言された、関係者（府省庁、独法、大学）が連携し、イノベーション創出に繋がるような連携強化を目指す仕組みとしての「科学技術イノベーション戦略協議会」の創設は評価できる。イノベーション創出にあたっては、成果の出口部分を担う産業界の役割が大変重要であり、産業界のイニシアティブが十分発揮されるようなイノベーションの推進体制が不可欠である。日本経団連が去る3月に公表したイノベーション・ハブ構想においても指摘されているように、産学官で連携したイノベーションを推進するにあたっては、イノベーションの主導的役割を果たす産業界の意見が直接反映され、イノベーション関連の政策立案に深く関わる仕組みにしていかなければならない。	「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」には、「多様で幅広い関係者の主体的な参画を得る」としてあり、産業界関係者も主体的に参画することを期待しています。
166	Ⅱ. 4. (1) ①	会社員	「科学技術イノベーション戦略協議会」の設置に関し、戦略的課題の解決に向け関係する産学官の参加により府省横断で推進する枠組みの必要性については理解する。ただ、同様の目的で第3期科学技術基本計画期間中に設置された「科学技術連携施策群」の取り組みでは、それぞれの施策群に属する各府省の取り組みの重複をチェックする機能にとどまり、総合科学技術会議が主導して府省の連携を強化し一体感のある取り組みで成果を出すという目的ではほとんど機能しなかったと認識している。今回設置する「戦略協議会」では「連携施策群」での課題を踏まえ、実効ある組織にする必要がある。具体的には、リーダー（「戦略マネージャー」）に目標設定・予算・各府省の取り組みに対する強い権限を与え、その策定内容を具体的政策に反映させる仕組みが必要である。	「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」は、「多様で幅広い関係者の主体的な参画を得る」ものであり、「戦略マネージャー（仮称）」はその調整を担うことを想定しています。
167	Ⅱ. 4. (1) ①	団体職員	科学技術イノベーション戦略会議（仮称）の創設についての意見。限られた科学技術予算、人材リソースの下、効率よく質の高いイノベーションを実現するためには、司令塔機能の充実が必須である。重要課題ごとに設置されるという戦略協議会については、真のマネジメント機能を発揮することができるように明確にその役割と権限を定めるべきである。また、戦略協議会の全体調整を行う総合科学技術会議については、資金配分を中心として、より一層の権限強化を図るべきである。資金配分は、当該課題に真に取り組むことができる府省に限定して配分すべきである。	総合科学技術会議を改組して「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」を創設し、政策の企画立案と推進機能の強化を図ることとしています（V.3.(1)）。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
168	II. 4. (1) ①	会社員	<p>第四期科学技術基本計画を拝読いたしました。科学コミュニティでの議論内容と照らし合わせても、現場の研究者の声が反映されている内容であると感じることができ、とても嬉しく思いました。ありがとうございます。</p> <p>科学技術イノベーションを推進するための戦略協議会の創設に関しては大変共感します。付け加えるとすれば、科学技術イノベーションを推進するための政策立案をする人材の育成と、その育成を含めた大学のシンクタンク機能の充実について意見がありますので述べさせていただきます。</p> <p>戦略協議会では、従来の総合科学技術会議のように、業績がある各分野の有識者から構成されるだけでなく、協議会を支える骨太な人材集団の育成と確保が必要ではないかと思われま。具体的には、関係機関間の連携・調整を行う「戦略マネージャー」と併せて、科学技術戦略策定や政策立案をするための調査・研究に関わる専門家人材の育成と確保です。アメリカでは政権交代に合わせて民間シンクタンクや大学の人材交流が盛んに行われると聞いたことがあります。</p> <p>日本で腰を据えた科学技術政策を立案するためには、政権交代の影響を受けず、かつ従来の省庁が担っていた政策立案機能を、民間あるいは独立行政法人等に広げることも有効かと思えます。</p> <p>その候補としては、一定の資金獲得能力のある国公立大学が良いのではないかと思います。北海道・東北から九州沖縄までの地方毎にシンクタンク機能を持つ大学を選定し、戦略協議会がそのネットワークを集約することで、国全体の戦略のかじ取りをすることを想定しています。</p>	「科学技術イノベーション戦略協議会(仮称)」には、「多様で幅広い関係者の主体的な参画を得る」とこととしており、産業界関係者も主体的に参画することを期待しています。
169	II. 4. (1) ①	会社員	<p>イノベーション推進のための司令塔機能の強化 入口から出口まで見据えた一貫性のある「総合的イノベーション政策」を立案・実行していくためには、府省横断的な戦略的な展開を推進するような強力な指導力を持った司令塔の確立が必要である。</p>	総合科学技術会議を改組して「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」を創設し、政策の企画立案と推進機能の強化を図ることとしています(V.3.(1))。
170	II. 4. (1) ①	研究者	<p>科学技術イノベーション政策の発表以来、その政策に沿うような研究提案の募集が多く省庁で行われている。ところが、類似した提案が多い。この余波を受けて、グリーン、ライフの戦略的課題として挙げられていないものについての提案募集は見受けられなくなった。科学技術政策にとってこのような偏りはあまり好ましい状態ではないと考える。従って「全体を俯瞰して連携や調整を行うマネージャーの設置」は早急に行うべきである。</p>	ご意見ありがとうございます。
171	II. 4. (1) ②	その他	<p>特定の大学においては、文部科学省の支援により、外国企業との共同研究等を促進するための事業を推進しているところであるが、共同研究を促進するための具体的な戦略が大学任せになっており、結果が出ていないのが現状である。また、実際の共同研究契約を行う場合においても、担当ODが仮に優秀であっても、契約交渉に時間と手間が掛かり過ぎて担当者の負担は極めて大きくなっていると推測する。</p> <p>大学の研究成果を迅速かつ効率的にイノベーションにつなげる仕組みが必要であるなら、その対策を大学に求めるのではなく、国として戦略的な取り組みを実施すべきと考える。例えば、外国企業との共同研究を促進するのであれば、共同研究の重点分野を限定した上で、大学の研究者を公募して、特定の外国企業へ派遣し、共同研究に従事させる制度等(外国企業への在在外研究員制度)が考えられる。この場合、契約は、国またはJSTが行い、大学の負担を軽減することが必要である。</p> <p>また、大学においては、特許維持経費の財源確保が厳しい状況であり、現在は、共同研究や競争的資金の間接経費に頼っているが、一般の景気の悪化により企業との共同研究も頭打ち状態であると推測される。特許の維持経費については、国の政策として、国が予算措置するか、もしくは、大学において必要財源の繰り越しが可能な制度を明確に定める必要があると考える。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
172	II. 4. (1) ②	団体職員	<p>科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革について 産学官の「知」のネットワーク化については、学協会がその役割を担っている部分があるものの、必ずしも十分ではない部分がある。学協会の果たすべき役割の重要性を再確認し、学協会活動を支援する仕組みも必要である。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
173	II. 4. (1) ②	会社員	<p>日本は資源に乏しい国家であるため、国際競争力を向上するために高い技術力が必須である。しかし、近年の発展途上国の高い経済成長を受けて、日本の国際競争力が相対的に低下していることを危惧しなければならない。すなわち、従来通りの知的創造活動のスタイルのままでは不十分であり、国際競争力の高い欧米などで盛んにおこなわれている産学連携や企業の研究機関に対する投資が必要である。</p> <p>特に、高い技術力を有していても製品化につなげるまでのいわゆる「死の谷」を克服できずに、成果につながらない技術というものが問題視されている。この死の谷を乗り越えるために、大学院と企業の研究機関の共同プロジェクトの強い推進が、日本の国際競争力の向上につながると考えられる。</p> <p>欧米では既に大学院生が企業の研究機関にて、製品化を目指した研究に取り組む事例が知られている。しかし、日本においてはこのような人の交流をメインとする産学連携はまだ不十分であるため、制度を構築することにより更なる高度な知的創造、ならびに製品化が可能になると期待される。</p>	II.4.で、産学官の知のネットワークの強化等を掲げています。
174	II. 4. (1) ②	団体職員	<p>第二章第4節(1)②(p12)の「産学官の「知」のネットワーク強化」における、推進方策の四つ目の「国は、大学及び公的研究機関が・・・、博士課程学生等が参画する場合の知的財産の取り扱いや・・・に関する考え方の明確化を図るとともに・・・」を次のように博士課程学生等への経済的支援の強化の観点から、次のように修文することを提案する。 「国は、大学及び公的研究機関が・・・、博士課程学生等が参画する場合の経済的支援と、その際の知的財産の取り扱いや・・・に関する考え方の明確化を図るとともに・・・」</p>	IV.3.(1)②で、博士課程学生への経済的支援を掲げています。
175	II. 4. (1) ②	研究者	<p>産学官の連携に基づくイノベーションへ向けて、学協会も一定の役割を果たすことが重要であり、そのため「学協会と学術会議の関係の在り方」についても、ぜひ、再検討すべきと思われる。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
176	II. 4. (1) ②	団体職員	<p>((1)②産学官の「知」のネットワーク強化)について そもそもそれらの大学および研究機関において、肝心のR&amp;Dに関する経営が不在している。法人として主体的な経営をさせるためには、完全民営化しかない。国立大学法人等の完全民営化によってはじめて、その機関に勤める者の自立と、知財管理経営、そして本格的なR&amp;D経営が確立できるのである。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
177	Ⅱ. 4. (1) ②	公務員	筑波研究学園都市は、先端・基礎研究の拠点であり、産学官連携を促進し、日本の成長戦略を牽引する科学技術の拠点としての機能を十分に発揮することが国策研究の範としての責務でもある。 そのため、次の項目を第4期科学技術基本計画に反映することが、我が国の科学技術振興にとって重要と考え、提案するものである。 ②産学官の「知」のネットワーク強化 既存の集積拠点である筑波研究学園都市においても、地方自治体、大学、公的研究機関及び産業界が連携、協力して、研究機関等の優れた研究成果をイノベーションにつなげる仕組みを構築しようとする動きが見られる。国においてもこのような取組を支援することが必要と考える。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
178	Ⅱ. 4. (1) ②	団体職員	産学官の「知」のネットワーク強化 日本では資金難により、大学などの研究者がベンチャーをおこすことは困難である。また失敗のリスクを回避することが困難であることなどからも、ベンチャーを起こすことを研究者はためらっている。このような状況では、大学などの研究成果を有効に活用するためには企業との共同研究を推進することがベストである。 産業界もオープンイノベーションを重視しており、この度の「企業内研究室や大学内研究室の設置」は製薬業界としても大いに期待するものである。	Ⅱ.4.(2)①で、ベンチャー支援のための方策を明記しています。
179	Ⅱ. 4. (1) ②	その他	②産学官の「知のネットワーク強化」について、ネットワークの構築は極めて重要であるが、それを「機関を越えて俯瞰するハブ的機能を有する新たなシステムを導入する」ことで、有効に機能すると考えられるので、国としてのご支援を明記していただきたい。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
180	Ⅱ. 4. (1) ②	その他	第二章第4節(1)②(p12)の「産学官の「知」のネットワーク強化」における、推進方策の四つ目の「国は、大学及び公的研究機関が……、博士課程学生等が参画する場合の知的財産の取り扱いや……に関する考え方の明確化を図るとともに……」を次のように博士課程学生等への経済的支援の強化の観点から、次のように修文することを提案する。 「国は、大学及び公的研究機関が……、博士課程学生等が参画する場合の経済的支援と、その際の知的財産の取り扱いや……に関する考え方の明確化を図るとともに……」	Ⅳ.3.(1)②で、博士課程学生への経済的支援を掲げています。
181	Ⅱ. 4. (1) ②	公務員	「国は、大学および公的研究機関が、取得特許の管理や、…」の下りは、コンテキストから見て「規制緩和の推進を目指しながら、敢えて曖昧な表現」をしている感じである。少なくとも「その機関の特性と自主性を尊重しながらも説明責任のある公開の議論を前提に、コンプライアンス上の問題を回避し、ガバナンス上アカウンタビリティを保ちながら、」というような修飾句を付けておいて欲しい。それを置かないと、実質的に機関のその時のCEOや教授会の意向のみに左右され「産学官体制」に歯止めがなくても良いようにも読めてしまうことに危機感を持つ。体制が後で変化したり、何かのシステム上の問題が明らかになるときに、日本では往々にして関わった個人の方に責任が転嫁されてしまう事を強く感じているのは産業界も大学・官僚の方は共有しているのでは無からうか。「大学内研究室」を置いたときに学生は他の企業に就職したり、留学生が本国に帰ることを、どうやって歯止めをかけるのか？完璧に複数の体制を組んでいるような、アメリカの研究所ほど、日本でお金にゆとりがあるところが、少なくとも日本の大学でそうあるとは思えないのであるが。このパラグラフを含む同様の産学官連携の規制緩和の箇所は踏み込みすぎであってまだ議論が必要であり、今回入れるかどうかもうしる再検討が必要ではないか。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
182	Ⅱ. 4. (1) ③	研究者	国際的に競争力のある先端的研究開発を行うために、利用者の立場に立つて利用者が発案した研究をバックアップする先端機器共用施設は、不可欠な存在となっている。ノウハウの共有を含め、NPFの一層の充実を要望いたします。	Ⅳ.4.(1)②で、先端研究施設及び設備の共用促進を掲げています。
183	Ⅱ. 4. (1) ③	研究者	独創的な研究開発が多く実現するには、それに相応しい研究環境が必要なのは勿論であるが、特に半導体作製に係る設備などは、装置自体が高額かつそれを置く施設も必要となり、多くの研究者にとっては、先ず触れてみて学び始めるという機会さえも得難くなっているのが実情ではないか。 産業促進のための国家プロジェクト等は多く行われてきているが、これに携われるのは産学官の多くの人材の内の極く一握りであり、その様な恵まれた少数が更に細かくテーマ毎に分かれてそれぞれ必要な装置類を調達、利用している様は、そこから弾き出された者の目には、大変な非効率に映る。それが選に漏れた者の単なる僻みかどうかは別として、その様な少数が、果たしてどの様な製品、産業に結び付く成果を挙げているのかは、外部の一般人には基だ分かり難いのも、また事実ではないだろうか。 以上に鑑み、上記プロジェクト類と並行する形で、中小企業の技術者や大学、官庁及び地方自治体の一研究者らが共用する事によって負担も少なく気兼ね無く利用できる装置と施設が長期的に提供される事は、研究開発の裾野を大きく広げるという意味でも、その制度に携わる技官等の雇用や、(現に利用している人間が多ければ)広く国民に利益を還元している事が一般人にとっても分かりやすいという観点からも、必須の施策ではないかと思考する。 具体的には、つくばなどで行われている先端機器共用施設関連事業などは一定の成功を収めていると思われる。その様な制度を一層推進し、運用手法等各方面を洗練させる弛みない努力を続けて頂く事を強く望む。	Ⅳ.4.(1)②で、先端研究施設及び設備の共用促進を掲げています。
184	Ⅱ. 4. (1) ③	団体職員	「筑波研究学園都市をはじめ、国際的な研究開発拠点の整備を進めてきたが、これらすでに集積の進んだ拠点の一層の発展に向けて、その機能強化を図ることが重要である」「イノベーションの促進に向けて、産学官の多様な研究開発能力を結集した中核的な研究開発拠点を形成する」とあります。「筑波研究学園都市では計画面積の縮小に伴い、共同利用施設の計画が縮小されたので、省庁の枠を超えた研究機関相互の交流や産学官の連携は不十分なものになった」との反省に立ち、連携強化が叫ばれて久しい。機関の移転が完了してから30年が経過した今、筑波研究学園都市は成熟期を迎えています。施設の老朽化、団塊の世代の定年退職による頭脳の流出など、研究機関の行く末を危ぶむ声が多い。そのような背景の中、いかなる手段で機能強化を図ろうとするのが基本計画では曖昧になっています。中核的な研究開発拠点なら、これまでもCOE制度により、限定された領域を対象に推進してきた実績があり、それぞれの制度の中では顕著な成果が生み出されてきました。その限られた枠組みの中での産学官の連携は形成されましたが、「産学官の多様な研究開発能力を結集してきた」とは言い難い側面があります。限られた枠の中での、単発的な研究開発拠点の形成で終わってはいないでしょうか。筑波研究学園都市を例に挙げるなら、成熟期のその後の停滞した意識を革新させるためには、都市作りの原点である「人によるイノベーション」を目指す必要はないでしょうか。人の変革に成功したら、科学技術によるイノベーションも加速するのではないのでしょうか。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
185	Ⅱ. 4. (1) ③	その他	研究所にて2002年度から現在まで文部科学省のナノプロセッシング支援事業に携わり、人材育成と産学官の研究者へ技術支援を行ってまいりました。その結果、支援先にて少しずつではありますが論文発表などの成果が出始めました。活動自体は地味であり、成果を急増させることは無理ですが、これは続けることでその価値を生み出すものですので、今後も絶えることなく活動してゆきたいと考えます。ぜひ、事業を更に推進してください。	ご意見ありがとうございます。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
186	Ⅱ. 4. (1) ③	公務員	筑波研究学園都市は、先端・基礎研究の拠点であり、産学官連携を促進し、日本の成長戦略を牽引する科学技術の拠点としての機能を十分に発揮することが国策研究の範としての責務でもある。 そのため、次の項目を第4期科学技術基本計画に反映することが、我が国の科学技術振興にとって重要と考え、提案するものである。 ③産学官協働のための「場」の構築 国際的な研究開発拠点として筑波研究学園都市を定義していることは意義がある。しかしながら、諸外国では国策として研究開発拠点を支援しており、世界最先端の科学技術分野では、研究機関の集積度による国際的な競争が始まっている。こうしたことから、国による明確な位置付けをさらに踏み込んだ形で盛り込むことが必要と考える。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
187	Ⅱ. 4. (1) ③	会社員	産学官協働のための場の構築について： 産学官協働のための場の構築は、オープンイノベーションの時代にあつて、適切な施策と評価する。その場合、この「場」は、国内外を問わず、民間が積極的に参加したいと思うような「求心力」を持った国際的な研究開発拠点になることを期待する。拠点の形成にあたっては、国内外の優秀な研究者を集め、国内外の公的及び民間の組織との連携を促進し、国内外の官民の資金を集めるような国際拠点になる事を目指して頂きたい。そのためにはLETTやIMEC等の海外の成功例をきちんとベンチマークして、海外(特にアジア圏)と連携したグローバルなイノベーションエコシステム構築を通じて、日本人・国内機関のみでなく海外の優秀な研究者や研究機関を、日本の研究開発ネットワークに取り込むことにより、相互互恵的な関係構築を構築していくことが不可欠である。 日本で国際的な「場」の形成を目指す際に忘れてはならないことは、海外から日本に来る外国人研究者が研究に注力できるような生活環境の整備である。日本での生活面で不自由がある、優秀な研究者がなかなか集まらない。 また、この「場」は、単に「共同研究」を推進するだけでなく、成果を具体的にビジネスまでつなげられることを目標とする必要がある。 その意味で「4. (1) ①の産学官協働のための「場」の構築」と「4. (2) ③の地域イノベーションシステムの構築」とを連動させて研究と実証(ビジネス)がつながるようにする必要がある。	産学官協働のための「場」の詳細につきましては、今後、総合科学技術会議を中心に検討されるものと考えます。
188	Ⅱ. 4. (1) ③	団体職員	産学官協働のための「場」の構築についての意見。 大学、理化学研究所や産業総合技術研究所を核として、ベンチャーを集結させたパイオクスターを設置させてはどうか。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
189	Ⅱ. 4. (1) ③	研究者	ナノ理工学産学相互人材育成による大学院教育・社会人教育改革に長年従事してきた経験から修正意見を述べたい。 産学官共同の場は形式ではなく、実務者レベルでの信頼に基づくネットワーク形成の方が大切。そのためには、既に努力している活動を選択的に強化することも必要と考える。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
190	Ⅱ. 4. (1) ③	その他	③産学官協働のための「場」の構築について、「公的な教育研究機関が集積する拠点において、相乗効果の発揮による効果的なイノベーションの創出に向けて、世界トップクラスの研究者の受入れ環境の整備、機関の垣根を越えた施設・設備の共用化、一体的な研究成果の共有・発信等を促進する」ことを明記すべき。 アルバニーなど、海外でも頭脳の集中する拠点作りを進めているが、我が国では、これまでの国家投資による集積を活かしつつ、国内外の優秀な頭脳を集めるような魅力ある拠点化を進め、更なる活性化を図ることでイノベーション・エコシステムを構築すべきである。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
191	Ⅱ. 4. (1) ③	会社員	「研究開発を推進するオープンイノベーションの場」に関して、企業の立場では競合する同業の他社が参加する場で自社の技術(特に事業化につながる技術)の開示につながるような活動は難しい。結果として参加するテーマや技術者に関して制限が生じ、(これまで大きなプロジェクトでしばしば行われてきたような)同業他社と行う共同研究では事業につながる大きな成果を出しにくいという実態がある。 イノベーションにつながる研究開発を促進するには、同業の企業群による共同研究よりは、競合他社への技術流出を懸念せずに事業化に向けた技術開発を行えるような、「単独の企業と公的研究機関・研究開発拠点の共同研究」、もしくは「事業に向けて補完しあう異業種の企業の組み合わせと公的研究機関・研究開発拠点の共同研究」をこそ推進すべきであると考え。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
192	Ⅱ. 4. (1) ③	研究者	オープンイノベーション拠点の構想も示されており、大変重要な取り組みであると考え。一方で、産学官連携が学主体の取り組みで終わり、実用化に結びつかないケースも多い。成功率を上げようとするれば、研究が小さく近視眼的な課題に集中する。本当の骨太研究について、その全体像を国民に理解してもらえる例は残念ながら少ない。国民がより身近に感じている、例えば5～10年先の実用化研究開発については、産主体の産学官連携あるいは、産産連携中心で、スピード感をもって新たなビジネスモデルのイノベーションを創出することも重要な取り組みと考える。情報通信技術等のインフラ技術については、特にこのような取り組みが重要と考える。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
193	Ⅱ. 4. (2)	研究者	日本を再び「元気な国」にするには、産業の活性化が不可欠である。「(2) 科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築」に記載されている諸<推進方策>の実現を期待したい。 「新事業開発と起業活動の育成」を促進するため、起業家育成に取り組んでいる大学等の支援、SBIRの本格的な導入をぜひ実施してほしい。 また、医療や農業分野における諸規制が産業の育成に大きな障害になっているので、これらの規制の緩和や撤廃を真剣に検討し、実施していただきたい。	ご意見ありがとうございます。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
194	Ⅱ. 4. (2) ①	その他	<p>パブリックコメント募集文書のⅡの4の(2)「科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築」で「近年、大学発ベンチャーの設立数が、人材確保や資金確保の問題を要因として急激に減少していることにもみられるように、創業を取り巻く環境は厳しさを増している」と述べられています。この問題を戦略的に重視し、「産業の創成や雇用の創出、経済の活性化」をはかるために国家資金を重点的に投入して、ベンチャーと他企業をつなぐオープンイノベーションのシステムを構築することを次のとおり提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチャーが新製品や新技術の特許を取得するまでの費用(人件費を含む)を国が負担する。</li> <li>・その特許は、大企業を含む国内のどの企業も使用できるようにする。</li> <li>・特許を使用した部分について、売上高の一定割合(1%程度)を発明元のベンチャーに支払う。</li> <li>・国の機関を設立して、開発案件を予め審査し、特許使用者の売上高の審査・請求、発明元への支払いを仲立ちする。</li> <li>・資金提供の対象を人件費(一定の月額で算出)まで広げて、計画の採択後から特許出願までの費用の全額(上限を定める)を補助する。ただし、事前に計画書を提出し、その範囲内の実費の特許成立(特許査定)後に支給する。特許として成立しない場合は支給しないことにより、新規性である程度以上のレベルを有する案件にのみ支給することを保証する。実用性・市場性等については事前に専門家によって審査するとともに、時代が要請するグリーンイノベーション・ライフイノベーションなどを重点的に支援することとする。こうすることによって、優秀なベンチャーは資金確保の重荷から基本的に解放される。</li> <li>・特許の流通については、現状では、関係者が契約を結ぶことにより自由に行われているが、このシステムでは契約交渉を必要とせず、特許利用者は売上げが立った場合にのみ売上げの一定割合を支払えばよいので、特許利用者のリスクが軽減されるとともに、開発元ベンチャーにはインセンティブとなる。</li> </ul>	ご意見ありがとうございます。
195	Ⅱ. 4. (2) ①	会社員	<p>民間のイノベーション推進支援: 民間主導でイノベーションを推進していく上での支援策や制度上の制約の是正等を引き続き推進して頂きたい。例えば研究開発優遇税制、法人税引き下げ、新しい事業・サービスを始める際の法律上の制約の撤廃等、民間の力を最大限活かすような環境整備をお願いしたい。</p>	V.4.で、民間投資を誘発するための税制優遇措置等を掲げています。
196	Ⅱ. 4. (2) ①	団体職員	<p>事業化支援の強化に向けた環境整備についての意見。 米国や英国が実施しているSBIRを日本も導入することは大いに評価する。ただし、予算規模も米国並みとしていただきたい。</p>	ご意見ありがとうございます。
197	Ⅱ. 4. (2) ①	会社員	<p>大学発ベンチャーに対して、マネジメントチームの組成→大学発ベンチャーに対して、マネジメントチームの編成(創生)</p>	ご意見ありがとうございます。
198	Ⅱ. 4. (2) ①	研究者	<p>人的資本や知財などの無形資産によって出資するとあるが、人的資本とは何を指すのか。学生を勤労者として資本と見なした場合、憲法(第22条 職業選択の自由)や労働基準法(第5条 強制労働)に抵触する恐れが高い。</p>	人的資本とは、「研究成果を創出した者」の知識や技能のことであって、学生による労働を指すものではありません。
199	Ⅱ. 4. (2) ②	会社員	<p>イノベーションの促進に向けた規制・制度の活用: イノベーション推進していく上では、入り口の研究開発の部分以上に、実社会に寄与する出口での政策強化が重要である。その点で、各種の情報の活用を促進するような政策が必ずしも十分講じられていない。ライフイノベーションにしてもグリーンイノベーションにしても、情報をうまく利活用して、社会の発展や国民生活の向上に役立てるように情報活用基盤の法制面での整備、及びそれを実現する情報通信技術の促進が望まれる。</p>	ご指摘の点につきましては、Ⅲ.2.(5)(i)で、領域横断的な科学技術としての高度情報通信技術の推進を掲げています。
200	Ⅱ. 4. (2) ②	研究者	<p>公立機関での超法規的措置について 現在の労働法においては5年以上であつても終了機関の固定ができれば有期契約を結ぶことが可能である。(労働基準法第14条特例等)また、他の法律であつても学術研究分野においては特例が認められているものが多い。 あえて、超法規的措置を作る必要があるのか。また作ったとしても、それは他の日本国内では使用できず、外国でのみ使えるような技術になり、最終的に日本の競争力を損ねることにつながらないのか。</p>	ご意見ありがとうございます。
201	Ⅱ. 4. (2) ③	会社員	<p>「国は、地方公共団体や大学、公的研究機関、産業界が連携、協力して、地域が主体的に策定する優れた構想について、研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、関係府省の施策を総動員して支援するシステムを構築する。」との推進方針に関して、11頁11行目の「国は、臨床研究の成果を円滑、効率的に創薬や医療機器開発に結びつけるため、研究開発の早期の段階から規制当局による相談や助言を受けられる体制を整備するとともに、臨床研究から治験、承認申請までを一体的に進めることができるよう、相談や届出の窓口、承認審査の体制を充実、強化する。」においては関係府省間の垣根を取り払った政策の立案が必要と思われる。</p>	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
202	Ⅱ. 4. (2) ④	研究者	<p>国際標準化戦略自体には賛成。オープンイノベーションは情報などの一部の分野であることを認識すべき。バイオ関係はデファクトのままである。各陣営で囲い込みが厳しくなるのでその対策を協議する体制の整備も必要である。 現状の国際標準化に携わる関係者で、企業や社団法人からの要職者は、博士学位を持っていない。このことが国際コミュニティに受け入れられないネックになっていることは明らかである。国際標準化の要職者の選出も戦略的に考えるべきである。 以下データを示しておく。 <a href="http://www.jisc.go.jp/policy/enji/meibo2009.pdf">http://www.jisc.go.jp/policy/enji/meibo2009.pdf</a> 標準化組織(ISO、IEC、ITU)の日本人議長・幹事職(151人)の最終学歴を平均するとDr. 37% Mr. 63%となる。しかし、大学出身者が博士割合を上げているだけで、最も重要な企業出身者、社団法人、協会、財団出身者では20%(23/114)の学位取得者しかいない。このような陣容では国際標準化の主導権を取れるはずがない。国際標準化会議では博士取得者に発言権があるので、日本企業は相手にされていない。</p>	Ⅱ.4.(2)で、デファクト標準と同義の「フォーラム標準」にも言及することとしました。

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	意見箇所	職業	ご意見	回答
203	Ⅱ. 4. (2) ④	研究者	特許を国際化することは重要だと思いますが、現在、いわゆる日米科学技術協力協定があり、米国主導で進められる恐れもあると思います。平等互恵の原則をはずさないよう、同協定の見直しも視野に入れてご検討をお願いいたします。	ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。